

公衆衛生上特に重要である感染症の国内初症例が発生した場合の情報の公表に係る基本方針（たたき台）について

資料 2

公衆衛生上特に重要である感染症の国内初症例が発生した場合は、国が感染症の発生状況等に関する情報を公表することとなる。以下、国がこれらの感染症に係る情報を公表するに当たっての基本的な考え方を「基本方針」として定め、今後、実際に公表を行うこととなった際は、本方針に沿って対応することとする。

基本方針

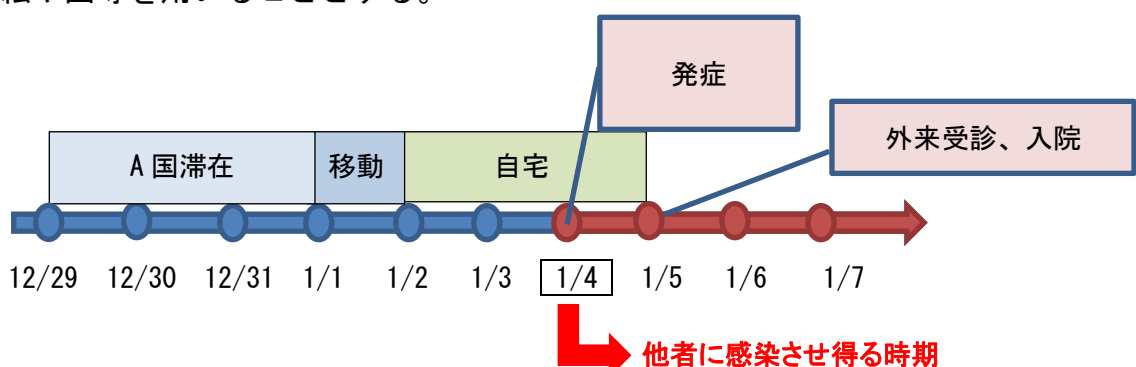
① 国は、公衆衛生上特に重要である感染症の国内初症例が発生した場合は、感染症法第16条第1項に基づき、公衆衛生上の対策の必要性の観点から、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表することとする。一方で、情報の公表の際には、同法第16条第2項に基づき、感染症患者の個人情報の保護に十分に留意しなければならないため、情報の公表に当たっては、「公衆衛生上の対策の必要性」と「個人情報の保護の必要性」を比較考量し、「公衆衛生上の対策の必要性」の方が高いと判断した情報のみを公表することとする。公表の際には、「公衆衛生上の対策の必要性」について感染リスクの観点等から丁寧に説明することが重要であるが、国民の間でこれらの感染症について誤った情報が広まってしまい混乱が生じている場合等には、正しい情報を伝えるため公表の範囲を広げるなど、その時々状況によって判断が必要である。

② それぞれの感染症ごとに「他者への感染力」、「他者への感染経路」、「他者に感染させ得る時期」等に違いがあるため、その特徴に応じ、公衆衛生上の対策の必要性の程度は変わってくるものである。例えば、「他者への感染力」が弱く、「他者への感染経路」が接触感染に限られ、「他者に感染させうる時期」が発症後に限られる感染症については、相対的に「公衆衛生上の対策の必要性」よりも、「個人情報の保護の必要性」が高くなると考えられることから、感染リスクの観点からは不要な情報である発症前の滞在日数を含めた旅程及び訪問理由等を公表することは控えるべきである。

したがって、「公衆衛生上の対策の必要性」と「個人情報の保護の必要性」を比較考量する際には、公表の対象となる感染症に係る、「他者への感染力」、「他者への感染経路」、「他者に感染させ得る時期」に着目し、感染症ごとの特徴に応じて、公表する情報を決定することとする。

③ 国が情報を公表する際は、国民に正確かつ分かりやすい情報を届けるため、下記の例のように絵や図等を用いることとする。

例)



エボラ出血熱の国内初症例が発生した場合の 情報の公表基準（たたき台）について

本資料は、平成 29 年 9 月 1 日第 3 回一類感染症に関する検討会において御議論いただいた内容を踏まえて、事務局素案（たたき台）として作成したものであり、議論の内容に応じて調整を行う予定である。

エボラ出血熱の特徴

- ・他者への感染力：弱い
- ・他者への感染経路：接触感染
- ・他者に感染させ得る時期：発症後に限られる

必要性の比較考量

相対的に「公衆衛生上の対策の必要性」よりも、「個人情報の保護の必要性」の方が高くなる。

公表基準（事務局素案）

エボラ出血熱の公表基準を以下のとおり定める。なお、本基準は、他のウイルス性出血熱についても活用できるものとする。

- ・「公表情報」：公衆衛生上の対策の必要性と個人情報の保護の必要性を比較考量した結果、原則として公衆衛生上の対策の必要性の方が高いと考えられる情報
- ・「非公表情報」：公衆衛生上の対策の必要性と個人情報の保護の必要性を比較考量した結果、原則として個人情報の保護の必要性の方が高いと考えられる情報
- ・「原則非公表情報」：「非公表情報」のうち、国民の間で誤った情報が広まってしまうことにより混乱が生じている場合、感染者本人が不特定多数の者に接触した可能性が極めて高い場合等については、公表せざるを得ない情報

項目	公表情報	原則非公表情報	非公表情報
①患者情報	・ 居住国 ・ 年代 ・ 性別		・ 氏名 ・ 国籍 ・ 基礎疾患
②居住地	・ 都道府県		・ 市区町村
③渡航旅程	・ 滞在場所（国名、都市名） ・ 患者及び死体との接触の有無 ・ 発症日時 ・ 発症後の旅程	・ 搭乗した飛行機に関する情報	・ 発症前の滞在日数を含めた旅程及び訪問理由 ・ 同行者の有無、有の場合は同行者の氏名及びその関係性 （例：職場の同僚、家族・友人等）
④国内移動の経路 ・ 感染機会となりうる場所		・ 発症後の行動歴に関する情報 ・ 受診に至る経路	・ 発症以前の行動歴の詳細情報
⑤移動中の感染予防	・ アルコール手指消毒等感染防御の有無		
⑥治療状況	・ 容態 ・ 症状及び治療法		・ 医療機関名

